

令和6年度 第1回鴨川市スポーツ推進審議会 会議録

開催日時・場所・出席者

日 時 : 令和6年8月2日(金) 午前10時00分から午前11時02分まで

場 所 : 鴨川市総合運動施設交流棟1階市民ラウンジ会議スペース

出席者 : 以下のとおり

【出席委員】

学識経験者		大内 洋
学識経験者		清水 宣雄
鴨川市スポーツ推進委員連絡協議会	女性部長	白井 和枝
鴨川市校長会	会長	関口 和則
鴨川市スポーツ協会	会長	花山 藤太郎

【欠席委員】

鴨川市スポーツ少年団	本部長	今井 翔
鴨川市スポーツ推進委員連絡協議会	会長	唐鎌 武則

【事務局】

鴨川市	市長	長谷川 孝夫
鴨川市建設経済部スポーツ振興課	課長	鈴木 圭一郎
	課長補佐	加藤 昭男
	施設係長	吉田 寛和
	マリーンズ等交流推進係長	西宮 孝一郎
	スポーツ振興係長	高梨 泰里

配布資料

- ・ 次第
- ・ 委員名簿
- ・ 資料1 全国及び国際的な競技スポーツ大会出場の奨励制度について
- ・ 資料2 全国・世界規模のスポーツ大会出場における奨励金制度 県内自治体の状況

会議要旨

1 開会（午前 10 時 00 分） 司会：建設経済部スポーツ振興課 加藤課長補佐

・配布資料の確認

2 委嘱状交付

3 市長あいさつ

お忙しい中出席をいただいたことに感謝いたします。本日の会議では、協議事項 1 件に対する審議をお願いします。詳しくは、事務局から説明がありますが、忌憚のないご意見をいただけるようお願いいたします。また、今後とも、各種スポーツ競技を推進することによりまして、スポーツを通じて多くの人のにぎわいを創出し、地域に活力を生み出して参りたいと考えておりますので、皆様方におかれましては、スポーツ振興をはじめ、さまざまな施策への取り組みに、引き続きのお力添いを賜りますようお願いを申し上げます。

4 議件 議長：花山会長

会議録署名人として、白井 和枝 委員を指名

(1) 協議事項

全国及び国際的な競技スポーツ大会の出場に係る奨励制度の創設について

(資料 1 ・ 資料 2 について、事務局から説明)

花山会長：ただいまの説明に対しまして、質問などありましたら、挙手をお願いします。

清水委員：資料 2 で、個人の上限額という欄がありますが、団体の上限額というのは理解できるのですが、個人の上限額というのはどういうことでしょうか。

鈴木課長：お答え申し上げます。勝浦市のことでしょうか。1 日あたり 1 万円です。1 人 3 万円まで、3 日まで出ますということです。

清水委員：はい、それは私も理解しておりますが、上限なしの欄は何日行っても出ますよというふうになるのですか。

また、四街道市だと、個人は 5,000 円で、上限が 50,000 円ですが。

高梨係長：はい、四街道市は交付要綱で確認いたしますと、個人・団体という区分は設けておりません。全国大会ですと、1 人あたり 5,000 円 × 対象者数で上限額が 5 万円ということになっていまして、団体でも個人でも、この 1 人あたりということで、奨励金額が設定されているという状況です。

清水委員：そういうことは個人の上限額というのはまったく必要がないというか、

意味がないと感じているんですけども。

鈴木課長：この表記がちょっと分かりにくかったというご指摘でございますね。はい、申し訳ございません。ただいま高梨の方から説明があったとおり、そういったことですので、これは訂正をさせていただきます。

清水委員：そもそもこの資料を見させていただいて個人の上限額というのを言われると、ここどこにも書いてないですし、ちょっと分かりにくいなというところで質問をさせていただきました。

大内委員：大会が複数回ある場合は、大会ごとの支給額ということで回数制限はないということですか。

高梨係長：皆様方からのご意見を踏まえまして決めていくことになると思います。ただ、1年間の年度を通じて無制限ということにもいかないと思いますので、回数制限というのはおそらく設けさせていただくと思います。

清水委員：今、大内委員がおっしゃったことで上限額の設定する必要性を理解しました。年間を通して何回までとか、金額でいくらまでとか設定する必要があると思います。

鈴木課長：はい、ありがとうございます。

花山会長：事務局の方でよく検討してください。ここで決定するというわけではないのかな、まだ上に上げるということで、委員皆さんの意見としてもらいたいと思います。

清水委員：このことに関しては、希望ですけども、正直申し上げてこれに該当するような選手がどんどん出てきたらこんなに嬉しいことはないなと思いますので、できましたら上限を設けずに、何回でも出すというぐらいの気持ちをぜひ示していただければ有難いなと思います。

花山会長：清水委員のご意見を参考にしながら、よろしくお願いします。

清水委員：もう1点。例えばですけど鴨川で生まれて小学校まで鴨川にいて、例えばスケートボードで力をつけて、日本を飛び出してですね、アメリカに行って活動をしていると、この年齢のそういう選手が出た時には、当然ほぼ対象になると思うので、外国で活動してますから、そういう選手がもし出たときに、その選手がオリンピックに出たなという場合は、単純にこのルールで行くと対象にはならないなと思っているんですけども、その辺りはどうなるのですかね。市長が特に認める場合になるのかなと思うんですけども。

高梨係長：はい、今ご質問ございました。例えばスケートボードの選手が鴨川出身で、ただ中学、高校の年代でも海外に拠点を移して活躍されていると、そういうケースございますけども資料1の2ページに対象者ということでございますけれども、のところ、その他鴨川市に所縁があり市長が特に認める場合というところを今検討しておりますので、そういうところで適用させていただいていければなと考えております。

花山会長：よろしいですか。

清水委員：はい。

花山会長：他にご意見ございますでしょうか。

大内委員：2 ページの対象者で、18 歳に達する日以降最初の 4 月 1 日までの間にある選手というのが分かりにくかったです。18 歳以下というのとちょっと違うと思うのです。なぜこういう決まりを作ったのかなと。

もうひとつ、3 ページの対象大会で、支給の対象としないもので、インターネットを経由し、かつ、同会場に集合せずに開催される大会とあるんですけども、どういうものを想定されているのか。

高梨係長：お答えいたします。対象者の、18 歳に達する日以降の最初の 4 月 1 日までの間にある選手というのは、いわゆる高校 3 年生の在學生ということです。

清水委員：これ単純ですよ。18 歳を超えても高校に在学中までは対象としますよ、ということですよ。

花山会長：少しわかりにくいので、説明をよろしいですか。

鈴木課長：はい。ここの部分ちょっとわかりにくいので、わかりやすいような表現にしたいと思います。今、高校生の話が出たのですけれども、基本的に高等学校の場合ですけれども、これは県立高等学校の場合ですが、全国大会に生徒が出場する場合は、派遣費用の半分を学校が、学校部分というのは、県の高体連の方からお金が出ていると。それを学校が代わって支給していると。あともう半分が生徒会費等で予算の範囲内で補助していると。県立学校の場合ですけれども、そのように伺っております。また、中学生につきましては、教育委員会に伺ったところ、小中学校体育連盟主催の総合体育大会、新人体育大会など、その他ですね、関東大会以上の大会については、出場する場合の交通費と宿泊費について、要項等、内容に基づき補助をしていると伺っております。このため、在校生については、この制度の対象外であると考えております。

清水委員：細かいところで申し訳ないのですが、今の説明だと学校を代表しているわけではない、高校生ではあるけれども、例えばスイミングクラブの選手として出場して出場する場合は学校が費用でませんので。

鈴木課長：水泳などでは部活動扱いになっている大会と、部活動扱いになっていない大会がございます。

清水委員：部活動の対象になっていない大会に出た場合は、対象となりますか。

鈴木課長：部活動の対象外の大会については、地域スポーツの分野になりますので、そこを対象にしたいというふうに思っております。

花山会長：表現的にわかりやすいようにしてみてください。

高梨係長：もう一点は、いわゆる e スポーツで、例えば野球であったりサッカーであったり、そういう全国大会、世界大会というのは、比較的最近、多

くの大会が開催されているということを伺いましたので、そういうものを想定しております。

大内委員：e スポーツでも、同会場というか、同一会場でみんなが集まる大会という、その場合は対象になるという記載ですね。だから、自宅からそのe スポーツの国際大会等に出場する方が対象外というのが分かりました。

大内委員：4 ページ目の国際大会の国外開催、国内開催の個人の支給額の差が10,000 円というのは、正直、だいぶ差が少ないなと思ったのですが、これらについてはもう決まりなのでしょう。飛行機代なども昨今、高額になっているので。

鈴木課長：はい。助成金額ですけれども、そもそもなんでこの助成金額を設定したかということについて、ちょっと補足説明をさせていただきたいと思えます。こちらの県内の状況の表をご覧くださいと思うんですけれども、まず、全国大会に個人が出場する場合の交付額については、他の自治体の事例を見ますと、5,000 円から2 万円という、このような開きがある中で、金額が少ない方で、最も事例が多かった1 人当たり1 万円ということで、これを本市の額としてとりあえず設定しております。また、全国大会に団体が出場する場合の交付額、これについては、個人の交付額1 人につき1 万円というのがありますけれども、これに出場登録者数を上限額としました。上限額については団体の場合は3 万円から上限がない場合がありますけれども、金額が最も少ない方で事例が多いのは何かと言ったら、5 万円というのが多いので、5 人分になりますけれども、そこをとりあえず設定とさせていただきました。

大内委員が言われました国際大会はご案内のとおり、国外開催と国内開催に区分を分けさせていただいております。国際大会に個人で出場する場合の交付額については、国外開催の場合、他の自治体の事例が2 万円から10 万円といった開きがある中で、金額が少ない方で、事例が多かった3 万円ということで、設定をさせていただきました。また、団体で出場する場合の交付額については、個人の交付額3 万円に出場登録者数を設定額となっているのですけれども、上限額については、他の自治体の事例が3 万円から上限がある中で、金額が少ない方で、どれかなと見ていったら、15 万円という、5 人分ですので、1 人3 万円の15 万円とさせていただきました。国内開催については、全国大会と国際大会の国外開催がありますので、その間をとってですね、個人が出場する場合の交付額については2 万円、団体で出場する場合については10 万円、5 人分ですけれども、そのような設定にさせていただきました。金額が少ない方というのは厳しい財政状況を受けて、少ない方ということで、多い分類のものを選ぶという経緯がございます。

花山会長：事務局には検討していただいて最大限対応できるようにしていただける

ようお願いします。

(2) その他

花山会長：続きまして、議件の(2) その他で何かございますでしょうか。

清水委員：スポーツ推進審議会には、結構前から出席させていただきまして、その中でずっと私がお願いしているのは、施設を作って終わりではなくて、人を集める仕掛け、プログラムサービスというものが非常に重要で、それを是非お願いしますということをずっと言っていて、なかなか難しいのかそれができていないなというところではあるのですが、今回、交流棟ができて、稼働率を高めるというような言い方ではなくて、ここにたくさん人が来てほしい、そういう中で新たにそのようなものが生まれて可能性が高まるものではないか考えます。

そのアイデアの1つではあるのですが、例えば今、文科省によって指定されて、保健体育の教科書の中では、スポーツ活動というのはですね、スポーツをする、スポーツを見る、スポーツを調べる、スポーツを支える、これ全てスポーツ活動ということで謳っているわけですが、残念ながらスポーツをするということがメインで、おそらくそれに少しプラスアルファでスポーツを見るというところまでは意識されているんな計画で決定されているとは思いますが、もう一歩進んでスポーツを調べるとか、スポーツを支えるというようなところが、もしかしたら人がいっぱい来てもらうとか、そういうふうなことに非常に結びつくのではないかなというふうに思っております。そういう意味で、この場所に人が来てもらえる一つの方法として、ここにスポーツ図書を設置してはいかがかなと思います。スポーツに関する書籍が並んでいる。例えば、指導者であるならば、ちょっとしたトレーニングの方法であったり、あるいは選手との接し方であったり、そういうものを調べようと思えば、ここにきて調べられる。あるいはもっと進んで、子どもたちにもっと来てよと思うのだったら、私はスポーツマンガが並んでいても全く問題ないなと思っていました。実際の、私が在職していました国際武道大学の図書館にもスポーツマンガのコーナーがあります。そういうように接しながら、子どもたちがスポーツを見よう。あるいは、それを目的に来てくれる子どもがいてもいいのかなというふうに思いますし、できれば、それは並んで手に取ってもらうだけではなくて、例えば、いろんな相談にのってくれる方、こういうトレーニングをしたいのだけでも、あるいは選手がこういうことはどうなのだろうというときに、例えばそれになんでもかんでも教えられる方はなかなかいないと思いますが、例えば、この本を読んでみたらどうか、そういうふうなアドバイスができる方

がいてくださると、使用頻度が上がるのではないかなということ、ぜひ検討していただければなというふうに思います。

もっと進んでいただくと、例えば、私の元同僚で、柔道の世界チャンピオンになった教授がいました。その教授と話をしたときに、その教授が子どものときに道場に行っていたらしいです。そこに行くと、まず宿題をやるそうです。いきなり柔道から始まるのではなくて、まずは宿題。宿題をやって、それから初めて柔道をする。ただ単に柔道をするという場ではないのです。そういう意味では、理想ですけども、子どもがここに来て練習が始まるまでの間、宿題をやるとか、そういう風な場が生まれてくれると、良いのではと思います。

鈴木課長：夏休みの交流棟市民ラウンジの利用状況で見ますと、スポーツだけではなくて、子どもたちは自習、宿題をやったりとか、少しでもスポーツに興味を持ってもらうような取り組みということで、取り組んでいきたいと思っておりますので、非常に貴重なご意見をありがとうございました。また検討をさせていただきたいと思っております。

花山会長：検討していただくということでよろしいでしょうか。

清水委員：よろこんで協力させていただきます。

花山会長：折角これで施設が1つできたので、できるだけそういう施設を完璧になるようにご協力をしていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

大内委員：今回この施設の中にメディカルルームを作っていると思うんですけども、施設を最大限に活用するために、以前相談させていただいたと思うのですが、市内で行われるある程度の規模の大会の時に、医療スタッフ、医師なのか看護師なのか分からないですけども、配置できるようにシステムを作るといって、いろいろ予算的に難しい面もあると思うんですけども、そうしていけると、鴨川市で大会をやるときは、医療面が少し安心だねというふうに伝わると思うのでいいかなと思います。

例えば、先日行われた千葉県の高校野球の千葉県の大会は、必ず毎年準々決勝から決勝まで、我々亀田のスタッフが行って、医療の救助とかもやるんですけども、経緯は、医療スタッフがいなくて、重大な事故が発生して初めて、それを整備しなければいけないという経緯がありまして、大きな事故があって、過去にいろいろな事故が出ているんですけども、問題になってしまう前に、そういうところを整備できるという意見です。折角その部屋もありますので。荷物置場になる施設も多いです。できればそうしないで、ある程度の規模の大会から始めるという形でもいいので、今回そういうちょっとした体制づくりができれば、そこら辺なら、私はご協力できるかなと思っています。検討をお願いします。

鈴木課長：ありがとうございます。かねてより国民スポーツ大会や全国高等学校総体育大会、このような大規模な大会において、私ども事務局と大会の組織、実行委員会の方で、亀田病院さんの医療スタッフということでお願いしたという経緯もございます。ありがたいお言葉をいただきましたので、引き続き連携して、そのような大会になったときには、医療チームが、折角いい施設がございますので、取り組める体制をとっていきたいと思います。引き続きよろしく願いいたします。

花山会長：大規模の大会だけでなく、合宿でも医療体制への取り組みが進められたら、鴨川のPRになるわけですから。

長谷川市長：私から、余談になるかもしれませんが、私の思いと言いましょか、少しお話をさせていただきたいと思います。何よりも、実行あるこの建物になってほしいな、というふうに思っております。単なる先ほどお話がございましたように、この建物が荷物置場になってしまったら、本当に困るわけがございますので、そういう意味では、先ほど清水委員がおっしゃいました、調べるということにつきましては、これは図書館と連携をとることができるだろうと思います。図書館は今、移動図書館という形で、各学校とも連携をとりまして、必要な図書については図書館からどんどん回すような形をとっております。従いまして、図書館にある、あるいは各学校にある図書、スポーツ関係図書等々について、ここに回すことはできるだろうと思いますし、また、期間を決めて、今週あるいは今月はこういう図書、あるいは次の期間についてはこういう図書という形の中で、創意工夫しまして、図書館と連携をとりながら置くことが可能だろうと、このように思っておりますので、早速教育委員会の方にも少し話をさせていただきまして、どういう形が一番実効性のあるものになっているのかどうかということの研究させていただきたく思います。

それから、今大内先生がおっしゃっていただきました、まさにメディカルチェックですか、あるいはケアをどういうふうにしていくか、これが鴨川市に来れば整うことができるよということを、一つのいい材料として今後、合宿地等に選ばれる鴨川市であってほしいなと、このように思っております。当然のことながら、今、大学でありますとか高校でありますとか野球に限らず、陸上関係の人達などもいらっておりますので、例えば、ここには大きな病院がありますよ、市立病院がありますよということは口では申し上げさせていただいておりますが、何かあれば常に駆けつけてくれますよというところを含めてPRの一つの資料として、材料として載せることができればいいなと、このように思いました。そこには何らかの費用的なものが生じるのかどうか、それらも含めまして考えてまいりたいと思います。全ての競技を使っていると

きに看護師さんが常駐できれば一番いいわけですがけれども、そうはなかなか言い難いものですから、こういう大きな大会であるということが前もってわかるわけでございますから、その上では、例えば看護師さんなり、あるいはスポーツドクターなりが用意できますよ、あるいはこの辺のところはどうでしょうかということを知ることにはできるかもしれませんが、その辺のところも含めまして、少し研究をさせていただきたいと思っております。今、オルカ鴨川FCの選手が公式試合をやっているときは、スポーツドクター等、あるいは看護師さん等々は自前で持って用意されているところのようでございますが、単に競技をやったときに、どのような形でフォローできるかどうか、ケアできるかどうか、その辺のところを少し考えさせていただきたいと思っております。良い研究と言いましょか、施設が選ばれる材料として、このトレーニングルームを含めて、ドクター等がチェックできるような場所がしっかり整っている、メディカルルームがあるということは申し上げたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。以上でございます。

花山会長：それではよろしいでしょうか。それでは、以上で議件のすべてが終了しましたので、議長の職を解かさせていただきます。円滑な議事進行にご協力いただきまして、誠にありがとうございました。

5 その他 司会：建設経済部スポーツ振興課 加藤補佐
意見等なし

6 閉会（午前11時02分）

鴨川市附属機関等の会議の公開に関する実施要領第7条第3項の規定により会議録の内容について確認します。

令和6年8月6日

会議録署名人 白井 和枝